

令和7年4月4日（金）

島根県健康福祉部薬事衛生課 担当：松林、杉原

TEL 0852-22-5837、6532

急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスが始まります

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など感染症の発生状況の把握等は、国の「感染症発生動向調査事業」（以下「調査事業」という。）により行っております。

このたび、令和7年4月7日（月）から、調査事業の一つとして、「急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランス」が始まります。

併せて、調査事業にご協力いただいている医療機関（以下「定点医療機関」という。）数の見直し及び感染症情報の公表方法を一部変更します。

診察内容や県民の皆さまの行動等について変更をお願いするものではありません。

1 急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスの実施

- 流行しやすい急性呼吸器感染症の発生動向の把握や、未知の呼吸器感染症が発生し増加し始めた場合に、迅速に探知する体制の整備などを目的としています。
- すでにインフルエンザ患者や新型コロナウイルス感染症患者の数を報告いただいている定点医療機関（小児科定点・内科定点）から、症例定義（※）に一致する患者の数も報告（週1回）していただきます。
- 急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスの情報は、令和7年4月16日（水）からの公表予定です。

※ 急性呼吸器感染症（ARI）の症例定義

咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁、鼻閉のいずれか1つ以上の症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例

2 定点医療機関数の見直し

- 人口や保健所数の減少等を踏まえ、国から示された定点医療機関数の削減方針にならい、令和7年4月7日（月）から、定点医療機関数を次のとおり見直します。
【現 行】小児科定点：23、内科定点：16
【見直し後】小児科定点：11、内科定点：9

3 島根県感染症情報の公表方法の一部変更

- 現在は、定点把握の対象感染症ごとに、患者数の合計（報告実数）と定点医療機関あたりの患者数の両方を公表しています。
- 定点医療機関数の見直しにより、令和7年4月16日（水）からは、定点医療機関あたりの患者数のみを公表予定です。

詳しくは、下記ホームページをご確認ください。

厚生労働省「急性呼吸器感染症（ARI）」：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/ari.html>